

信書便約款

令和4年 6月28日 総情信第 44号

令和4年12月13日 関自貨第 902号

令和4年12月22日 国官参物第 228号 - 3

NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社

NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社 信書便約款

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 信書便物の引受け（第四条—第十五条）
- 第三章 信書便物の配達（第十六条—第二十三条）
- 第四章 指図（第二十四条・第二十五条）
- 第五章 事故（第二十六条—第二十八条）
- 第六章 責任（第二十九条—第三十八条）

第一章 総則

（適用範囲）

第一条 この約款は、当社が民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下「信書便法」といいます。）に基づき、特定信書便事業として行う信書便物の送達に適用されます。

2 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

（役務の名称及び内容）

第二条 当社が提供する特定信書便役務は、次の各号に掲げる役務の名称（括弧内に記載する名称をいいます。）及び当該各号に定める役務の内容とします。

- 一 信書便法第二条第七項第一号の役務（NXCL特定信書便（1号）） 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超える、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達する役務
 - 二 信書便法第二条第七項第三号の役務（NXCL特定信書便（3号）） その料金の額が八百円を下回らない範囲において民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）で定める額を超える信書便物を送達する役務
- 2 前項の特定信書便役務は、次の各号のいずれかに該当するものとします。
- 一 あらかじめ利用者との間で定めた巡回ルート及び巡回スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ巡回先として申し出た者（以下「巡回指定利用者」といいます。）の間を巡回しながら信書便物を送達する役務
 - 二 あらかじめ利用者との間で定めた集配先及び定期的な集配スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ集配先として申し出た者（以下「集配指定利用者」といいます。）から差し出された信書便物を送達する役務

（契約の成立時期及び適用規定）

第三条 当社が提供する特定信書便役務を利用しようとする者は、前条第二項第一号の役務にあっては巡回ルート及び巡回スケジュールその他当社が定めた事項を記載した申込書を、同項第二号の役務にあっては集配先及び定期的な集配スケジュールその他当社が

定めた事項を記載した申込書をあらかじめ提出し、当社は提出された申込書が次の基準を満たす場合にこれを承諾します。

- 一 巡回ルート及び巡回スケジュール又は集配先及び定期的な集配スケジュールが適切かつ明確に定められていること
- 二 一定の取扱頻度があり、かつ、一定期間継続して信書便物を差し出すものであること
- 2 当社が提供する特定信書便役務の利用の契約は、前項の規定に基づいて当社が利用を承諾した時に成立します。
- 3 前項の規定による契約の成立以後における取扱いは、この約款に別段の定めをしない限り、全てその契約の成立した時におけるその規定によるものとします。

第二章 信書便物の引受け

(送り状)

第四条 当社は信書便物を引き受ける時に、次の事項を記載した送り状を信書便物一通ごとに発行します。この場合において、第一号から第四号までに掲げる事項は差出人（利用者、巡回指定利用者及び集配指定利用者）をいいます。以下同じ。）が記載し、第五号から第十四号までに掲げる事項は当社が記載するものとします。ただし、信書便物一通ごとに受取人の氏名又は名称及び配達先が記載されており、かつ、第一号、第三号から第十四号までに掲げる事項及び当該信書便物の收受が他の方法により明確な場合であって、差出人との間で合意したときは、送り状は発行しません。

- 一 差出人の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 二 受取人の氏名又は名称並びに配達先及びその電話番号
- 三 信書便物の品名
- 四 送達上の特段の注意事項（壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等、信書便物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとします。）
- 五 信書便物であることを示す表示
- 六 当社の名称、住所及び電話番号
- 七 信書便物を引き受けた営業所の名称
- 八 信書便物の引受日
- 九 信書便物の配達予定日（第十六条第二項の場合は信書便物の使用目的及び配達予定期時を記載します。）
- 十 重量及び容積の区分
- 十一 料金額
- 十二 責任限度額
- 十三 問い合わせ窓口電話番号
- 十四 その他信書便物の送達に関し必要な事項

（信書便物として差し出すことができないもの）

第五条 次に掲げるものは、これを信書便物として差し出すことができません。ただし、第五号から第八号に掲げる物を、航空機を使用せずに送達する場合はこの限りではありません。

- 一 爆発性、発火性その他の危険性のある物で民間事業者による信書の送達に関する法律第四十八条第一項第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物（平成十五年総務省告示第二百三号）に定めるもの
- 二 毒薬、劇薬、毒物又は劇物（官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出すものを除きます。）
- 三 生きた病原体又は生きた病原体を含有し、若しくは生きた病原体が付着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除きます。）
- 四 法令に基づき移動又は頒布を禁止された物
- 五 航空法施行規則第百九十四条第一項の規定により輸送が禁止されるもの（同条第二項の規定により同項の要件を満たすことによってこれに含まれないものとされたものであっても、航空会社において引受条件を指定されているものを含む。）
- 六 次に掲げる貴重品
 - ア 白金、金、銀、その他の貴金属及びその製品
 - イ イリジウム、タンクスチル、その他の稀金属及び製品
 - ウ 通貨（紙幣、硬貨）
 - エ 株券、債権、その他の有価証券、未使用の郵便切手及び収入印紙
 - オ ダイヤモンド、紅玉、緑碧石、コハク、真珠、その他の宝石類及びその製品
 - カ 美術品及び貴重品
- 七 生きた動物（魚類を含む）
- 八 遺体、遺骨

（信書便物の大きさ及び重量の制限）

第六条 当社が取り扱う信書便物は、次の各号の役務に応じ、当該各号に掲げるとおりとします。

- 一 N X C L 特定信書便（1号） 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超える、又は重量が四キログラムを超える、かつ、長さ、幅及び厚さの合計が百七十センチメートル以内で、かつ、重量が三十キログラム以内の信書便物
- 二 N X C L 特定信書便（3号） 長さ、幅及び厚さの合計が百七十センチメートル以内で、かつ、重量が三十キログラム以内の信書便物

（信書便物の内容の確認）

第七条 当社は、信書便物の引受けに際し、信書便物の内容たる物の種類及び性質につき差出人に申告を求めるすることができます。

- 2 前項の場合において、信書便物が第五条に規定する信書便物として差し出すことができないもの又は第十条第五号、第六号、第八号又は第九号に規定する引受けを拒絶する

ことができるもの（以下この条において「引受制限物」といいます。）を内容として差し出された疑いがある場合は、当社は、差出人にその開示を求めることができます。

- 3 当社の取扱中に係る信書便物が引受制限物を内容として差し出された疑いがある場合は、当社は、差出人又は受取人にその開示を求めることができます。
- 4 差出人若しくは受取人が前項の開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができないときは、当社は、その信書便物を開くことができます。ただし、封かんした信書便物は、開かないで差出人に還付します。
- 5 当社は、第二項又は第三項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内容としているときは、これによって生じた損害を賠償します。
- 6 第二項又は第三項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内容としているときは、当該開示に要した費用は差出人の負担とします。

（信書便物の包装）

第八条 差出人は、信書便物の性質、重量、容積等に応じて送達に適するよう信書便物の包装をしなければなりません。

- 2 当社は、信書便物の包装が送達に適さないときは差出人に対し必要な包装を要求し、又は差出人の負担により当社が必要な包装を行います。
- 3 第五条第二号又は第三号に定める物のうち、信書便物として例外的に差し出すことができるものを差し出す場合は、当該信書便物の表面の見やすい所に「危険物」の文字を朱記するとともに、差出人の資格等を記載していただきます。

（引受場所）

第九条 信書便物は、あらかじめ利用者と当社との間で定めた場所、又はあらかじめ契約を交わした利用者が指定した場所において引き受けます。

（引受拒絶）

第十条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、信書便物の引受けを拒絶することがあります。ただし、第八号又は第九号に該当するものを、航空機を使用せずに送達する場合はこの限りではありません。

- 一 送達の申込がこの約款によらないものであるとき。
- 二 差出人が送り状に必要な事項を記載せず（第四条ただし書きに規定する場合を除きます。）、又は第七条第一項の申告若しくは同条第二項の開示を拒んだとき。
- 三 包装が送達に適さないとき。
- 四 送達に関し差出人から特別の負担を求められたとき。
- 五 送達が公の秩序又は善良の風俗に反するものであるとき。
- 六 信書便物が次に掲げるものであるとき。
 - ア 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の信書便物又は人に損害を及ぼすおそれのあるもの（第五条第一号から第三号までに掲げるものを除きます。）
 - イ その他当社が特に定めて表示したもの

- 七 天災その他やむを得ない事由があるとき。
- 八 航空機に損害を及ぼすおそれがあるもの（第五条第一号に掲げるものを除きます。）
- 九 その他航空保安上当社が不適当と認めたもの

(宛名等の記載方法)

第十一條 当社は、信書便物を引き受ける時に、第四条各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を信書便物の外装に張り付けます。ただし、同条ただし書の規定により信書便物を引き受けた際には、次に掲げる事項を信書便物の表面に表示します。

- 一 信書便物であることを示す表示
- 二 当社の名称又は標章
- 三 信書便物を引き受けた日（同日を表示しないことについて差出人が同意している場合を除きます。）

(料金の收受)

第十二條 当社は、次の各号のいずれかの方法により料金を收受します。

- 一 信書便物を引き受ける時に、料金を差出人から收受する方法
- 二 信書便物を引き渡す時に、料金を受取人から收受する方法
- 三 役務の提供後、役務提供の事実を証して請求することにより收受する方法
- 四 前金払又は概算払により收受する方法

(延滞料)

第十三條 当社は、信書便物を引き渡したとき又は役務の提供後に、当社が別に定めるときまでに、差出人又は受取人が料金を支払わなかったときは、信書便物を引き渡した日又は当社が別に定める支払期日の翌日から起算して料金の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することができます。

(業務の委託)

第十四條 当社は、差出人の利益を害しない限り、引き受けた信書便物を他の者（一般信書便事業者又は特定信書便事業者を除く。）に委託して送達することができます。

(一般信書便事業者との協定等)

第十五條 当社は、差出人の利益を害しない限り、引き受けた信書便物を一般信書便事業者又は他の特定信書便事業者と協定又は契約（信書便の業務の一部の委託に関するものを除く。）を締結して送達することができます。

第三章 信書便物の配達

(信書便物の配達を行う日等)

第十六条 当社は、第二条第一項第一号又は第二号の役務を提供する場合には、次のとおり信書便物を配達します。ただし、交通事情等により、信書便物の配達予定日の翌日に配達することがあります。

- 一 信書便物の配達予定日の記載がある場合 当該記載の日までに配達
- 二 信書便物の配達予定日の記載がない場合 信書便物の引受日から、その信書便物の送達距離に基づき、次により算定して得た日数を経過した日（送達を引き受けた場所又は配達先が当社が定めて表示した離島、山間地等にあるときは、信書便物の引受日から相当の日数を経過した日）までに配達
 - ア 最初の百七十キロメートル 二日
 - イ 最初の百七十キロメートルを超える送達距離百七十キロメートルまでごと 一日
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は送り状に信書便物の使用目的及び配達予定日時を記載してその送達を引き受けた場合は、当該配達予定日時に信書便物を配達します。

(配達の完了)

第十七条 当社は、差出人の指図に従い、受取人への信書便物の引渡し又は受取人の郵便受箱（新聞受箱等これに準ずる物を含みます。）若しくはメール室（法人内に設置されている信書便物等の受領事務室をいいます。）への配達をもって配達を完了します。この場合において、受取人への信書便物の引渡しによる場合であって差出人の申出があつたときは、当該信書便物の引渡しの際に当該受取人から配達完了の受領印又は署名を求めます。

- 2 当社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者が信書便物を受け取るときは受取人への引渡しとみなします。
 - 一 配達先が住宅の場合 その配達先における同居者又はこれに準ずる者
 - 二 配達先が住宅以外の場合 法人等の管理者若しくは従業員又はこれらに準ずる者

(受取人等が不在の場合の措置)

第十八条 当社は、受取人（前条第二項各号に定める者を含みます。第二十四条第二項及び第三十六条第一項において同じ。）が不在のため配達を行えない場合は、受取人に対し、その旨を、信書便物の配達をしようとした日時及び当社の名称、問い合わせ先電話番号その他信書便物の配達に必要な事項を記載した書面（以下「不在連絡票」といいます。）によって通知した上で、当社の営業所で信書便物を保管します。

- 2 前項の規定にかかわらず、受取人が自らに宛てた信書便物の受取りを委託する者（以下この項において「受取受託者」といいます。）を当社に通知した場合は、受取受託者の承諾を得て、その受取受託者に信書便物を引き渡すことがあります。この場合においては、不在連絡票に当社が信書便物を引き渡した受取受託者の氏名を記載します。

(誤配達の場合の措置)

第十九条 当社は、当社の表示のある信書便物につき誤配達の旨の通知を受けた場合は、速やかにその信書便物を引き取った上で、受取人たるべき者に配達します。

(転送)

第二十条 当社は、信書便物の受取人がその住所又は居所を変更しているときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の転送又は還付につき指図を求めます。

- 2 当社は、前項の規定により転送の指図を受けたときは、信書便物を速やかに差出人の指図する転送先に転送します。
- 3 当社は、第一項の規定により還付の指図を受けたとき、相当の期間内に第一項に規定する指図がないとき、又は指図を求めることができないときは、信書便物を速やかに差出人に還付します。
- 4 第二項に規定する転送及び第三項に規定する還付に要する費用は差出人の負担とします。

(配達ができない場合の措置)

第二十一条 当社は、受取人を確知することができないとき、又は受取人が信書便物の受取りを拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき還付その他の指図を求めます。

- 2 当社は、前項の規定により指図（還付の指図に限る。）を受けたとき、相当の期間内に同項に規定する指図がないとき、又は当該指図を求めることができないときは、信書便物を速やかに差出人に還付します。
- 3 第一項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に要した費用並びに前項に規定する還付に要した費用は差出人の負担とします。

(約款の規定に違反して差し出された信書便物の扱い)

第二十二条 当社は、この約款の規定に違反して差し出された信書便物は、差出人に速やかに還付します。

(還付できない信書便物の取扱い)

第二十三条 差出人に還付すべき信書便物で、差出人不明その他の事由により当該信書便物を差出人に還付することができないときは、当社は、その信書便物を開くことができます。

- 2 前項の規定により当該信書便物を開いてもなお当該信書便物を送達し、又は差出人に還付することができないときは、当社は、当該信書便物を修補した上で保管します。
- 3 当社は、前項の規定により信書便物を保管するときには、当該信書便物の交付の請求又は照会に対して、速やかに回答できるようにするため、その処理状況を記録します。
- 4 当社は、第二項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあってはその保管を開始した日から三月以内にその交付の請求がないときは、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくは損傷のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものに

あつてはこれを売却することができます。この場合において、当社は、売却費用を控除した売却代金の残額を保管します。

- 5 第二項の規定により当該信書便物の保管を開始した日から一年以内にその交付を請求する者がないときには、前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び同項の規定により保管される売却代金は当社に帰属します。

第四章 指図

(指図)

第二十四条 差出人は、当社に対し、信書便物の送達の中止、還付、転送その他の処分につき指図をすることができます。

- 2 前項の指図に係る差出人の権利は、受取人に信書便物を配達したときは、行使することができません。
- 3 第一項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、差出人の負担とします。

(指図に応じない場合)

第二十五条 当社は、送達上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、差出人の指図に応じないことがあります。

- 2 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

第五章 事故

(事故の際の措置)

第二十六条 当社は、信書便物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

- 2 当社は、次の各号のいずれかの場合には、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき指図を求める。
- 一 信書便物に著しい損傷を発見したとき。
 - 二 信書便物の配達が第十六条第一項の配達予定日又は同条第二項の配達予定日時を著しく遅延すると判断したとき。
- 3 当社は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当社の定めた期間内に指図がないときは、差出人の利益のために、その信書便物の送達の中止、還付その他の適切な処分をします。
- 4 当社は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。
- 5 第二項の規定にかかわらず、当社は、送達上の支障が生ずると認める場合には、差出人の指図に応じないことがあります。
- 6 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。
- 7 第二項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、信書便物の損傷又は遅延が差出人の責任による事由又は信書便物の

性質若しくは欠陥による事由があるときは差出人の負担とし、それ以外のときは当社の負担とします。

(危険品等の処分)

第二十七条 当社は、取扱中に係る信書便物が第五条第一号から第四号まで又は第十条第六号アに該当するものであることを送達の途上で知ったときは、送達上の損害を防止するための処分をします。

- 2 前項の規定による処分に要した費用は、差出人の負担とします。
- 3 当社は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

(事故証明書の発行)

第二十八条 当社は、信書便物の滅失に関し証明の請求があったときは、配達予定日又は配達予定日時の属する日から起算して一年以内に限り、事故証明書を発行します。

- 2 当社は、信書便物の損傷又は遅延に関し証明の請求があったときは、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に限り、事故証明書を発行します。

第六章 責任

(責任の始期)

第二十九条 信書便物の滅失又は損傷についての当社の責任は、信書便物を差出人から引き受けた時に始まります。

(責任と举証)

第三十条 当社は、信書便物の引受けから配達までの間にその信書便物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は信書便物が遅延したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当社が、自己又は使用人その他送達のために使用した者がその信書便物の引受け、運送、保管及び配達について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

(免責)

第三十一条 当社は、次に掲げる事由による信書便物の滅失、損傷又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 一 信書便物の欠陥及び自然の消耗
- 二 信書便物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 三 同盟罷業又は同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
- 四 不可抗力による火災
- 五 予見できない異常な交通障害
- 六 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災

七 法令若しくは公権力の発動による送達の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

八 差出人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他差出人又は受取人の故意又は過失

(引受制限信書便物等に関する特則)

第三十二条 第五条の規定により信書便物として差し出すことができないもの又は第十条第五号に該当する信書便物については、当社は、その滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

2 第十条第六号、第八号又は第九号に該当する信書便物については、当社がその旨を知らずに送達を引き受けた場合は、当社は、信書便物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等送達上の特段の注意を要する信書便物については、差出人がその旨を送り状に記載せず（第四条ただし書に規定する場合を除きます。）、かつ、当社がその旨を知らなかった場合は、当社は、送達上の特段の注意を払わなかつたことにより生じた信書便物の滅失又は損傷について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第三十三条 信書便物の損傷についての当社の責任は、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に通知を発しない限り消滅します。

2 前項の規定は、当社がその損傷による損害を知って信書便物を配達した場合には、適用しません。

(損害賠償の額)

第三十四条 当社は、信書便物の滅失による損害については、信書便物の価格（発送地における信書便物の価格をいいます。以下同じ。）を責任限度額三十万円（以下「限度額」といいます。）の範囲内で賠償します。

2 当社は、信書便物の損傷による損害については、信書便物の価格を基準として損傷の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。

3 当社は、差出人若しくは受取人に著しい損害が生ずることが明白であると認められる場合は、前二項の規定にかかわらず、当社は限度額の範囲内で損害を賠償します。

4 当社は、信書便物の遅延による損害については、次の各号の場合に応じ、当該各号に定めるとおりとします。

一 第十六条第一項の場合不在連絡票による通知が信書便物の配達予定日の翌日までに行われたときを除き、信書便物の配達が同日までに行われなかつたことにより生じた財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。

- 二 第十六条第二項の場合不在連絡票による通知が信書便物の配達予定日時に行われたときを除き、その信書便物をその特定の日時に使用できなかったことにより生じた財産上の損害を限度額の範囲内で賠償します。
- 5 信書便物の滅失又は損傷による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当社は、前各項の規定による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。
- 6 前各項の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失によって信書便物の滅失、損傷又は遅延が生じたときは、当社は、それにより生じた一切の損害を賠償します。

(料金の払い戻し等)

第三十五条 当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、信書便物に滅失、著しい損傷又は遅延（第十六条第二項の場合に限ります。）が生じたときは、差出人に持参して支払う方法その他の方法により料金を払い戻します。ただし、当社が料金を收受していないときは、これを請求しません。

(除斥期間)

第三十六条 当社の責任は、信書便物の配達がされた日（信書便物が滅失した場合には、配達予定日又は配達予定日時の属する日）から起算して一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

- 2 前項の期間は、信書便物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。

(一般信書便事業者との協定等の際の責任)

第三十七条 当社が一般信書便事業者又は他の特定信書便事業者と協定又は契約を締結して信書便物を送達する場合においても、送達上の責任は、この約款により当社が負います。

(差出人の賠償責任)

第三十八条 差出人は、信書便物の欠陥又は性質により当社に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、差出人がその欠陥若しくは性質を知らないことにつき過失がないとき、又は当社がこれを知っていたときは、この限りでありません。

附則

この規定は、令和五年一月一日から実施します。